テント内で練炭を使用しての中毒死（偶発性と重過失）

大阪地裁平成21年5月15日判決（平成18年（ワ）第222号、第230号　保険金請求事件）
判例集等未登載

［事実の概要］

本件は、原告Ｘ会社が、被保険者を訴外Ａとする生命保険契約を被告らとの間で締結し、その後Ａが事故により死亡したとして、上記保険契約に基づき、被告Ｙ１生命保険会社及びＹ２生命保険会社に対してそれぞれ保険金 7000 万円と遅延損害金の支払を求めた事案である。

１．前提事実

(1) Ｘは、既製服の販売等を目的とする株式会社であり、Ａは、平成８年８月以降、Ｘの代表取締役であった。

(2) ＸとＹ１は、平成８年10月１日、以下の内容で生命保険契約を締結した（以下「本件保険契約１」という。）。

被保険者　　Ａ　　保険受取人　Ｘ
死亡保険金（主契約＋定期保険特約）
１億8004万7000円
災害割増特約災害死亡保険金　6500万円
傷害特約災害保険金　500万円

(3) ＸとＹ２は、以下の各締結日及び各保険金額で、被保険者をＡ、保険金受取人をＸとする生命保険契約を締結した（以下、下記アないしウを併せて「本件保険契約２」といい、本件保険契約１と併せて「本件各保険契約」という。）。

ア　平成７年12月１日
保険金（終身＋定期保険特約）
5000万円
災害割増特約保険金　500万円
新傷害特約保険金　500万円

イ　平成９年３月６日
保険金（終身＋定期保険特約）
１億円
災害割増特約保険金　2500万円
新傷害特約保険金　500万円

ウ　平成９年８月１日
保険金（終身＋定期保険特約＋疾病障害保障定期保険特約）　１億円
災害割増特約保険金　3000万円

(4) Ａは、平成15年１月29日夜から30日明け方ころ、長野県南佐久郡所在の訴外Ｂ旅館の駐車場において、テント内で七輪を用いて練炭を燃焼させたために発生した一酸化炭素を原因とする、一酸化炭素中毒により死亡した（以下「本件事故」という。）。

(5) Ｘは、Ｙ１及びＹ２に対して、本件各保険契約に基づく保険金の支払を請求したが、Ｙ１及びＹ２は、本件各保険契約の災害割増特約、傷害特約に基づく保険金（それぞれ 7000 万円）の支払を拒絶した。

なお、普通死亡保険金については、Ｙ１、Ｙ２とも支払った。

(7) 本件保険契約２の災害割増特約約款には、以下のような規定がある。

ア「災害割増特約（第１条１項）

この特約の災害死亡保険金、災害高度障害保険金は、つぎのとおりです。

①災害死亡保険金

（支払事由）

つぎのいずれかを直接の原因として主たる保険契約の被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき

ⅰ　責任開始時以後に発生した不慮の事故（別表２）（ただし、不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内の死亡に限ります。）

ⅱ　省略

（災害死亡保険金、災害高度障害保険金を支払わない場合）

つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき

ⅰ　保険契約者または被保険者の故意または重大な過失

ⅱ　以下省略」

イ「別表２（対象となる不慮の事故）

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故で、かつ、昭和53年12

月 15 日行政管理庁告示第 73 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、『厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和 54 年版』によるものとします。

①ないし⑧　省略

⑨　その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒

⑩　以下省略」

２．本件事故状況及びその前後の事情

(1) Ａは、平成 15 年１月 25 日ころ、友人二人を、同月 30 日に予定していたわかさぎ釣りに誘ったが、友人の都合がつかなかったため、同年１月 29 日午前 10 時ころ、自宅を出発し一人で自動車を運転して長野県の松原湖へ向かった。同日夕方ころ同所に到着したＡは、松原湖に面した訴外Ｃが経営するＢ旅館の駐車場に駐車した（なお、当時Ｂ旅館は、冬季で平日のため宿泊客はおらず、当日の申出であっても宿泊可能な状態であった)。

Ａは、同日午後５時ころから 10 時ころまでの間に複数回にわたり、携帯電話から自宅へ電話をかけ、家族に対し、「テントを張った。明日は６時半から釣りができる」などと伝えた。

同日夜から翌 30 日早朝までの松原湖近辺の野辺山の気温（松原湖周辺より気温が約１～２℃低いとされている。)は－10～－13℃程度であった。

(2) Ａは、駐車した自動車の横にテントを張り、七輪に置いた練炭を、テント内で燃焼させた。

Ａが使用したテントは、設置時の床面積が２㎡（200cm×100cm)、高さが 105cm で、入口部分を含む全体が外側ナイロンシートと内側メッシュシートの二重になっており、さらにその外側からテント全体（入口部分を除く）をナイロン製のフライシートで覆うことができるものであった。同テント内への火気の持ち込みは、一酸化炭素中毒の危険から厳禁とされ、使用説明書にも一酸化炭素中毒の危険性とともにその旨が明記されており、テント本体の床シートにも火気厳禁との記載があるラベルが貼り付けられている。

また、Ａが練炭の燃焼に使用した七輪は、空気吸引口を最大（HIGH）から最小（LOW）の間で開閉することで火力の調整が可能なものであり、取扱説明書に「ご使用上の注意」として、密閉された室内やテント等の換気の悪い場所での使用は、酸素不足による中毒の危険があるため絶対に使用しないようにとの注意書きが記載されており、七輪本体にも同様の注意書きが印刷されている。

(3) 平成 15 年１月 30 日の朝方、Ｃは、前日にはなかったテントが駐車場に設置されているのに気付いて不審に思い、テント内を見たところ、Ａが死亡しているのを発見し、午前７時 15 分に警察に通報し、同 40 分には通報を受けた警察が本件事故現場に到着した。

発見時、テントは、フライシートで覆われた状態で、入口は閉じられており、Ａは、防寒服を着用した上、テントの床に毛布を敷き、その上に仰向けに横たわっていた。テント内には、３万 3420 円の所持金の外、ワンカップの日本酒（270ml）が６本（２本が開封済み、そのうち１本は空)、天然水ボトル、懐中電灯等が置かれていた。テント内には七輪が設置されていたが、内部の練炭は既に消火しており、七輪の上には鍋が設置されていたが、その中に水等は入っていなかった。七輪の火力調整用の空気吸引口は最大に開いた状態であった。

また、テント外の地面には、七輪を置いた跡があり、駐車中の自動車内には釣り竿及びクーラーボックスが積載されていた。

(4) Ａの死体は、警察署へ搬送され、平成 15 年１月 30 日午後、医師により検死が行われたが、その際には、体表が凍っていたため、医師は、一旦Ａの死体をストーブで温めてその体表を溶かした上、採尿及び採血を行った。血液等の検査の結果、血液中の一酸化炭素ヘモグロビン濃度が 81％と判明したことから、Ａの死因は一酸化炭素中毒死と判定された。

医師が作成した死体検案書には、Ａの死亡時刻は同日明け方（推定)、直接死因は一酸化炭素中毒、発症から死亡までの期間は「約 30 分推定」と記載されている。

(5) 一酸化炭素の毒性と中毒の機序

一酸化炭素は、無色無臭であるが、ヘモグロビンと強い親和性を有し、ヘモグロビンによる酸素運搬機能や、ヘモグロビンと結合した酸素の解離を阻害するなどして、体内組織への酸素供給不足による内窒息死をもたらす毒性の強い気体であり、血液中の一酸化炭素

ヘモグロビン濃度が 50%になると死亡の危険が生じる。また、その中毒においては、意識より運動機能が先に阻害される。

なお、Ｙ２及びＸの再現実験によれば、燃焼中の練炭を入口を完全に閉塞したテント内に設置した場合、テント外での燃焼時間の長短にかかわらず、短時間で一酸化炭素濃度が 0.3〜0.5%程度に上昇し、死に至るとされる吸引時間（30 分から１時間）が経過するまで高濃度が継続すること、他方、入口を 20cm 程度以上開放し、又は外側ナイロンシートを開放した場合にはテント内の一酸化炭素濃度は上昇しないことが認められている。

(6) Ｘの経営状況

Ａは平成８年に代表取締役であった父親の死亡に伴いＸの社長として経営を受け継いだ後、不況により悪化した業績を改善するため、不採算店舗の閉鎖と併行して収益の見込める新規店舗の出店を行うとともに、新規に展開したレストラン事業を別法人化し、X所有の建物を店舗用に賃貸することで賃料収入を確保するなどの経営を続けていた。

Ｘの平成 13 年度（平成 13 年３月１日〜平成 14 年２月 28 日）および平成 14 年度（平成 14 年３月１日〜平成 15 年２月 28 日）の決算は以下のとおり。

平成13年度　経常利益約165 万円　繰越損失約 392 万円

平成 14 年度　経常損失約１億 5000 万円、欠損金約１億 6668 万円

３．争点

本件の主たる争点は以下の通りである。

(1) 本件事故の不慮の事故の該当性（偶発性の要件を満たすか否か）

(2) 本件事故についてのＡの重過失の有無

なお、本件事故は普通死亡保険金の自殺免責期間経過後の事故であるため、普通死亡保険金に関しては自殺免責は争点とならず、前述のとおり本件各保険契約の普通死亡保険金は訴訟前に支払われている。

４．当事者の主張

(1) 本件事故の不慮の事故の該当性（偶発性の要件を満たすか否か）

①原告Ｘの主張

Ｘには、経営難の状態は存在せず、Ａには自殺の動機はない。

Ａは、テントの入口を開閉するなど換気に気をつけながら過ごしていたものの、長時間の運転による疲労と体を暖めるための飲酒の影響から眠ってしまい、寒さから無意識のうちに入口を閉めてしまった結果、一酸化炭素中毒で死亡したものである。

②被告Ｙ１、Ｙ２の主張

本件事故当時、Ｘが債務超過による経営難の状態であったことから、Ａには自殺の動機が認められることに加え、本件事故の態様が、テント内で練炭を燃焼させるという死亡の危険性が高い行為をあえて行った上、飲酒したまま眠ったことにより一酸化炭素中毒で死亡したものであることを考慮すると、Ａは自殺したと考えるのが相当であり、偶発性は認められない。

(2) 本件事故についてのＡの重過失の有無

①原告Ｘの主張

重過失とは、不注意による事故の招来が悪意による事故の招来と同視できる程度に悪質であり、保険金の支払を認めることが信義公平の原則及び公序良俗に反する場合であると解すべきである。

Ａは、テント内での練炭の燃焼のための換気には十分に気を遣っており、テントの入口を閉めた行為は、疲労の結果である睡眠中に無意識に行われたもので責任を問うことはできないから、これをもって悪意による事故の招来とは同視できず、保険金の支払を認めることが信義公平の原則及び公序良俗に反する場合とはいえないから、重過失は認められない。

②被告Ｙ１、Ｙ２の主張

重過失とは、注意義務違反の程度が顕著であるもの、すなわち、わずかの注意さえ払えば違法、有害な結果を予見することができたのに、右注意を怠ったために右結果を予見できなかった場合をいうと解すべきである。

室内で練炭を燃焼させることが危険な行為であることは周知の事実であり、Ａは、密閉されたテント内で練炭を燃焼させれば、一酸化炭素中毒により死亡する危険が高いことを認識しながら、あえてそのような状態を作り出し、さらに、飲酒して安易に眠り込んだことで本件事故を発生させており、本件事故は、一般人から見て甚だしい不注意による事故で

あり、Aには重過失があるというべきである。

［判旨］　（請求棄却）

「２　本件事故の不慮の事故の該当性について

(1)　…本件事故が、分類項目上の事故に該当し、上記要件のうち急激性、外来性の要件を充たすことは明らかであり、…本件事故については、偶発性の要件を充たすか否かが争点となるところ、偶発性とは、ことの結果が被保険者の意思に基づかず、かつ、通常予期し得ない事情によって生じることをいうと解すべきである。

(2)　次に、偶発性の主張立証責任について検討すると、保険者に対して災害割増特約に基づく災害死亡保険金の支払を請求する者は、発生した事故が偶発的な事故であることについて主張、立証すべき責任を負うものと解するのが相当である。…約款のうち、被保険者の故意により災害死亡保険金の支払事由に該当したときは災害死亡保険金を支払わない旨の定めは、災害死亡保険金が支払われない場合を確認的注意的に規定したものにとどまり、被保険者の故意により災害死亡保険金の支払事由に該当したことの主張立証責任を保険者に負わせたものではないと解すべきである（最二小判平成13年４月20日・民集55巻３号682頁）。」

「(3)　偶発性の有無

ア　自殺の動機について

…本件事故当時Aが代表取締役を努めていたX…の経営状態は良好であったとはいえない。

しかしながら、Xの第48期（＝平成14年度〔筆者注〕）決算における大幅な経常損失は、棚卸資産の評価損によるところが大きく…同評価損は、本件事故の結果、Xに多額の保険金が支払われることになったため、これを評価損計上の機会として利用し、節税対策のために行ったものと認められ、その後も長期借入金等の固定負債が減少していることからすると、その資産状況が決算書の額面どおりに悪化していたものとはいえない。また…本件事故以前には、AはXの業績の改善のため、様々な経営努力を行っており、一定の成果を挙げていたと認められる。

…以上によれば、X…の経営状態のみをもってAに自殺の動機があったと認めることはできず、その他Aの自殺の動機となり得るような事情を窺わせる証拠はない。

イ　本件各保険契約の締結

本件各保険契約は、その保険金額は多額ではあるものの、Aが同族会社の経営者であったことも考慮すると不自然とはいえないし、契約締結から本件事故まで短くとも５年以上が経過していることからすると、本件各保険契約の締結が、Aの自殺を窺わせる事情であるとはいえない。

ウ　本件事故に至る経緯等

Aは、本件事故前には、複数の友人を事故当日のわかさぎ釣りに誘っており、Aが使用した自動車の中には釣り竿やクーラーボックス等の釣り道具が用意され、その他にも、テント、毛布、食料、懐中電灯等、目的地で一晩を過ごせる程度の準備をしているなど、Aのわかさぎ釣りの目的を裏付ける客観的事実が認められる。

また、Aは、本件事故直前まで家族に電話をかけ、テントを設置して過ごすことなど自身の様子を伝えており、特段自殺を窺わせるような言動は見られず、その他、Aの言動に不自然な点は認められない。

エ　以上によれば、本件事故がAの自殺であると疑わせるほどの事情が存在するとはいえず、かえって、Aが釣り目的で本件事故現場に赴いたことを裏付ける事実が存在するといえるから、本件事故は、Aの意思に基づかず、かつ、通常予期し得ない事情によって生じたものとして、偶発性が認められると解するのが相当である。

したがって、本件事故は、本件各保険契約の災害割増特約及び傷害特約における保険金支払事由である『不慮の事故』に該当する。」

「３　本件事故についてのAの重過失の有無

(1)　…保険金支払の免責事由である重大な過失とは、著しい不注意による傷害について保険保護の対象としそれによる保険料を保険契約者全般が負担させられることへの疑問という一般人の常識をふまえて保険保護の対象から除外するという商品政策的判断に基づく規定であり、商法641条所定の重大なる過失と同趣旨のものと解すべきであって、注意義務違反の程度が顕著であるもの、すなわち、わずかの注意さえ払えば違法、有害な結果を予見、回避することができたのに、その注意を怠っ

たために結果を予見、回避することができなかった場合をいうと解すべきである。」

「(2) 密閉された空間で練炭を燃焼させた場合、練炭の不完全燃焼により人体に極めて有害な一酸化炭素が発生し、これを吸引すると死に至る危険性が高いことは、周知の事実というべきであり…テントや七輪にも、中毒の危険性を警告し、そのような使用方法を禁止する旨が明記されている。したがって、密閉されたテント内で七輪を使用し、練炭を燃焼させたＡの行為は、死亡に至る危険性の高い行為であって、そのような行為を行うこと自体、著しい注意義務違反に当たるといわざるを得ない。」

「Ａは、…テント外に置いた七輪で着火した練炭をテント内に持ち込み、ある程度の時間、換気に気をつけながら、温めた酒を飲むなどして暖をとっていたものの、その後自ら入口を閉じて眠ってしまい、これによりテント内の一酸化炭素濃度が急激に上昇し、一酸化炭素中毒により死亡したものと推認することができる」

「(3) …密閉された空間の中で練炭を燃焼させる行為が著しく危険であり、そのことは周知の事実として当然認識すべきであることは前記のとおりである。これに加え、旅館への宿泊や車内で過ごすことなど他の手段があるにもかかわらず、最低気温が－10℃にもなる厳冬期にテント内で一晩を過ごそうとする行為も著しく合理性を欠く無謀な行為であること、暖をとるために飲酒する行為も練炭を燃焼させたまま眠ってしまう危険を誘発するものであることをも考慮すると、Ａの行為は、死亡という保険事故の発生を防止するための注意義務を著しく怠るものであり、重過失があるといわざるを得ない。

(4) 以上によれば、本件事故は、被保険者であるＡの重過失によって生じたものと認められ、被告らは本件各保険契約の約款の免責規定に基づき、Ｘの請求する災害割増特約及び傷害特約に基づく各保険金の支払義務を免責されると解するのが相当である。」

［研究］

1．はじめに

本事案は、被保険者がテント内で一酸化炭素中毒死していた事案につき、本件事故は災害割増特約等の約款にいう「不慮の事故」に該当するものの、密閉されたテント内で練炭を燃焼させるなど被保険者の行為は重過失があったとして、保険会社の免責が認められた事例である。

「自動車内」で一酸化炭素中毒死していた事案に関しては、故意免責（被保険者の自殺）が認められた裁判例として札幌高判平成元年３月 23 日（文研生命保険判例集第６巻 23 頁）があり、重過失免責が認められた裁判例として札幌高判平成13 年５月 30 日(生命保険判例集第 13 巻 474 頁)、その原審の札幌地小樽支判平成13年１月26日(生命保険判例集第 13 巻 54 頁)、及び仙台地判平成13 年４月 26 日（生命保険判例集第 13 巻 442 頁）があるが、「テント内」での一酸化炭素中毒死について偶発性や重過失免責の可否が争われた裁判例は珍しく、本判決は、貴重な事例と評価できる。

なお、以下では、本件各保険契約に付加された災害割増特約や傷害特約のように「不慮の事故」による死亡等を支払事由とする特約を「災害関係特約」という。

２．不慮の事故の成否（偶発性の要件該当性）

約款上、一般的に、災害関係特約の支払対象となる「不慮の事故」は、「急激性」「偶発性」「外来性」の三要件を満たすことが必要とされている。本事案では、「急激性」「外来性」の両要件を満たすことは当事者に争いがなく、本件事故が「偶発性」の要件を満たすかどうか（Ａの自殺によるものかどうか）が争われた。

(1) 意義

偶発性とは、「被保険者の故意によらないこと」を意味すると解されている。

学説の一部には、通常人をして予見可能であったか否かを問題とし、予見可能であった場合に偶発性を否定する見解もあるものの、これに対しては、予見可能性は重過失免責に関して問題となるにとどまるというべきであるとの批判がなされている（山下友信『保険法』451 頁（有斐閣・2005 年））。

(2) 立証責任

偶発性の立証責任については、大別して①保険金請求者側にあるとする説と②保険者側にあるとする説との間で争いがあるが、本判決に引用された最二小判平成 13 年４月 20 日が保険金請求者側に立証責任があると判断したことから、実務上は①の立場を採用することで決着している（大島眞一「傷害保険金請

求と主張・立証責任」塩崎勤ほか編『専門訴訟講座３ 保険関係訴訟』626 頁（民事法研究会・2009 年）。なお、保険法施行後の議論については潘阿憲「保険者の免責」山下友信＝米山高生編『保険法解説』441 頁（有斐閣、2010）に詳しい）。

(3) 本判決について

上記のとおり、本判決は、最二小判平成 13 年４月 20 日を引用し、偶発性の立証責任が保険金請求者側にあるとした上で、本件事故には偶発性が認められると判断している。

偶発性は、約款上の定義からして「不慮の事故」の成立要件であるといえ、これを前提とすれば、その立証責任はこれを主張する保険金請求者側が負担すべきであり、本判決に賛成である（もっとも、本事案では、本件事故の偶発性について真偽不明には陥っていないことから、立証責任を問題としなくても結論を出すこと自体は可能である）。

本事案において、被告Ｙ１及びＹ２は、密閉空間内での一酸化炭素中毒死という事故態様や、Ｘの経営難という自殺動機等を理由に、Ａの死は自殺（故意）によるものであり、偶発性が認められないと主張している。

この点、確かに、密閉空間内での一酸化炭素中毒死は、典型的な自殺態様のひとつであるといえるが、Ａは、本件事故の数日前に友人を釣りに誘っていたこと、また、釣り道具を用意するとともに、厳冬期の事故現場で一晩過ごせるほどの準備をしていたこと等に鑑みると、わかさぎ釣りという明確な目的をもって事故現場に赴いたと考えられる。

また、Ｘ会社が経営難であったこと自体は否定できないとしても、ＡはＸ会社を立て直すために不採算店舗を閉鎖するだけでなく、新規事業を展開するなど、むしろ精力的な経営を行っていたとみる方が自然であることから、Ｘの経営難はＡの自殺動機としては説得力に欠けるように思われる。

したがって、本判決で認定された事実を前提とすると、少なくとも本件事故はＡの故意に基づいたもの（自殺）ではなく、偶発性の要件を満たすといえることから、これと同様に判断した本判決に賛成である。

なお、研究会の席上では、本判決は、この偶発性の有無の判断のところでは、本件事故は「通常予期し得ない事情によって生じた」をも加えて判示しているが、これは、後述の重過失の有無の判断のところで予見可能性があったと判示していることとの間で矛盾が出てくるのではないか、とのご指摘があった。この点については、(本判決が偶発性のところで判示したのは、当該被保険者は現実には予期していなかったという意味で述べたのかもしれないが、) 偶発性の意義を「被保険者の故意によらないこと」と解し、予見可能性の有無は重過失免責に関して検討すべきとする立場から、本判決は、「本件事故は、Ａの意思に基づかず」に生じたことだけを判示すればよく、「通常予期し得ない事情によって生じた」かどうかについては、偶発性の有無に関しては述べる必要はなかったといえるのではないか。

３．重過失免責の成否

(1) 趣旨

一般に、災害関係特約においては、被保険者が「故意または重大な過失」により給付事由を発生させたことが保険者の免責事由とされている（保険法施行後の傷害疾病定額保険も同様。保険法 80 条）。

故意免責と重過失免責の趣旨については、同列に論じられることも多いが、故意免責の趣旨が、保険契約の当事者に要求される信義則に反することや、保険給付を与えることが公益に反することに求められる一方、重過失免責の趣旨は、「著しい不注意による傷害について保険保護の対象としそれによる保険料を保険契約者全般が負担させられるのはいかがなものかという一般人の常識をふまえて保険保護の対象から除外するというきわめて商品政策的な判断に基づくものであるというべきである」と説明される（山下・前掲 462 頁）。

(2) 意義

災害関係特約における免責事由としての「重大な過失」は、従来から旧商法 641 条の「重大ナル過失」と同旨と解されてきたが、これが一般民事法上の「重過失」すなわち「わずかな注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態」（最判昭和 32 年７月９日民集 11 巻 1203 頁）と同じ意味であると解するかどうかを巡って争いがあり、

概ね以下のような立場に分かれる（田邊光政「災害保険特約における重過失・犯罪免責について」三宅追悼『保険法の現代的課題』410頁（法律文化社・1993 年)、西村捷三「保険における重過失免責と故意受傷」三宅追悼449 頁)。なお、保険法施行後においても、保険法 80 条２号における「重大な過失」の意義に関して、同様の議論があてはまる。

①民事法上の通常の意味と同義であると解する説（多数説）

この説は、免責事由としての「重大な過失」を、一般民事法上の通常の意味、すなわち注意を著しく欠くという意味と解し、保険契約において重過失を特に厳しく過重するものではないとする。そして、「ほとんど故意に近い」という文言は、重過失を比喩的に説明したものであり、単に著しい不注意のことを意味しているに過ぎないとする（中西正明「生命保険契約の災害関係特約における重過失」保険学雑誌 538 号４頁、山下・前掲 464 頁)。

この立場をとる裁判例は多数にのぼるが、大阪高判平成２年１月 17 日（判タ 721 号227 頁）もその一つである。

この事案は、被保険者（剣道５段の有段者)が､飲酒酩酊して親戚の者とけんかし、その親戚の者に対して木の棒で殴りかかったが、逆にその親戚の者から出刃包丁で突き刺され、死亡した事案である。なお、当該事件直前に、親戚の者は、酩酊した被保険者から理由もなく絡まれ、殴打されたことから、二度と被保険者から因縁をつけられることのないようにしようと考え、事件現場とほぼ同じ場所で出刃包丁を突きつけて被保険者を脅していた。当該事件は、親戚の者の脅迫により一旦逃走していた被保険者が引き返してきて発生したものである。

大阪高裁は、免責事由である重大な過失の意義を「注意義務違反の程度が顕著であるもの、すなわち、わずかの注意さえ払えば違法、有害な結果を予見することができたのに、右注意を怠ったために右結果を予見できなかった場合をいうと解すべきである」とした上で、被保険者が木の棒で殴り掛かれば、相手の親戚の者が包丁を使用して反撃する可能性があることは「わずかの注意を払うことによって十分予見し得るところであったとみるべきであ」るとして、重過失免責を認めた。

なお、この判決の上告審である最高裁平成４年１月 21 日（文研生命保険判例集第７巻２頁）もこれと同様に判断し、上告を棄却している。

②保険者に免責を与えることが当然であると一般人が認めうるような被保険者の過失と解する説

この説は、保険制度上、一般世間的意味での著しい不注意があっても直ちに重過失に当たるとすべきではなく、秋田地判昭和31 年５月 22 日（下民集７巻５号 1345 頁、文研保険事例研究会レポート 18 号６頁）が示すように、重過失の範囲を厳格に解するのが妥当であるとする（松岡誠之助「重過失による事故招致」保険判例百選 101 頁)。

同判決は、被保険者がオートバイで制限時速 40 キロの国道を時速 60～70 キロのスピードで走行し、かつ踏切の一時停止義務に違反して線路を横断しようとしたところ、列車にはねられて死亡した事案についての判決である。秋田地裁は、抽象的条項である重過失の解釈については附合契約における一般人の理解という点を考慮すべきとし、重過失の意義を「保険者に免責を与えることが当然であると一般人が認め得るような被保険者の過失と解すべき」と述べた上で、踏切通過を安全と判断した被保険者には「過失ありといい得ても、本件傷害特約保険約款第５条のいわゆる『重大な過失』ありといえないというを相当とする」と判断した。

なお、この見解に対しては、「軽過失との限界づけが一層困難となり、同判決のいう『一般人の理解』はかえって困難になるのではないか」（中西・前掲 18 頁）あるいは「余りにも抽象的で明確さを欠く」（田邊・前掲 411 頁）という批判や、「一般的な保険契約者の理解において免責とされても致し方ないと考えられる程度の不注意であることは当然必要であるというべきであるので、この裁判例の示す視点は判例のような重過失の判断基準をとることと矛盾するものではない」との指摘がある（山下・前掲 464頁)。

③故意に近い著しい注意欠如の状態ないし故

意に準ずる注意欠如の状態とする説

この説は、免責に関する「故意または重大な過失」の規定は故意による場合を典型とし、重過失は故意の立証が困難なケースを救済する補完的意味を持つとし、重過失は故意に準ずるような狭い範囲に限定して解すべきであるとする（石田・前掲194頁、江頭憲治郎『商取引法（第６版）』455頁（弘文堂・2010年））。本事案の原告Ｘの主張はこの見解をとっていると考えられる。

この立場をとった裁判例としては、前掲大阪高判平成２年１月 17 日の一審判決である大阪地判平成元年２月23日（判タ701号257頁）がある。

大阪地裁は、重過失の意義を「被保険者の不注意が著しいばかりではなく、右不注意による保険事故招致が故意によるものと同視しうるほどに悪質であるため、具体的事案のもとにおいて当該事故により保険金を支払わせることが信義則上不当とされる場合をいうと解するのが相当である」とした上で、被保険者には親戚の者から「反撃を受けて自己が死亡するに至る可能性を予見しなかった過失があるものの」、被保険者の過失による事故招致が「故意によるものと同視しうるほどに悪質であり、信義則上保険金請求権の成立を阻止すべき事案であるとは未だ認められない」と判断した。

(3) 密閉空間での一酸化炭素中毒死の事案について重過失免責が争点となった裁判例

①前掲・札幌地小樽支判平成13年１月26日、前掲・札幌高判平成13年５月30日

漁港で釣りをしていた被保険者が、密閉されたライトバン内で七輪の炭が不完全燃焼したことによって発生した一酸化炭素により死亡した事案である。

原審である札幌地裁小樽支部は、被保険者は、「車内に七輪を持ち込むに当たり、わずかの注意さえすれば、車内の換気を怠った場合には一酸化炭素が発生して生命に危険を及ぼすおそれがあることを容易に予見し、窓を開けるなどして車内の換気をはかることにより右危険を容易に回避することができたにもかかわらず、これを怠り、車内を密閉したまま運転席に漫然と安居していたために、一酸化炭素中毒により死亡したものというべきである」として重過失免責を認め、札幌高裁もこの判断を維持した。

②前掲・仙台地判平成13年４月26日

被保険者が、行商に利用していた車両内で、暖房のため豆炭を焚いていたところ、換気が不十分であったため一酸化炭素中毒を起こし、窒息死した事案である。

仙台地裁は、被保険者は、豆炭の危険性を知っていた上、車両内が「一酸化炭素中毒に陥る危険性が高い客観的状況にあったこと」を容易に認識できる状態にあったのであるから、「そのような客観的状況にある本件車両の中にそのままとどまっていたというのは、『わずかの注意さえ払えば災害の結果を予見できた場合であるのに、漫然これを見過ごしたようなほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態』にあったものと認められる」として重過失免責を認めた。

(4) 実際の適用にあたっての重過失の判断基準について

以上のとおり、重過失の意義については学説の対立がある。しかしながら、重過失という概念の性質上、いずれにしても抽象的な定義とならざるを得ず、具体的な適用の場面においては、判断者の主観に基づく規範的評価や、判断者がどの事実を重視するかといった点に係る側面が大きく、それによって結論が左右されてしまうため、訴訟等においてその結果を予測することが困難なケースが多いといえる。

もっとも、重過失の有無が恣意的に判断されているわけではなく、「多数の判例は、被保険者は自分が死亡し又は受傷する不慮の事故にあう可能性の高いとくに危険な行為を行なったかどうか、被保険者はわずかの注意をすることによってその危険性を予見し、それを回避することができたか否かを問題としている」（中西・前掲14頁）とされるように、本判決を含め、過去の多くの事例では、行為そのものの危険性とともに、「予見可能性」、「回避可能性」があるかどうかも重要な判断基準とされている。

なお、例えば、自損事故の二次災害を防ぐために被保険者が高速道路に立ち入り自動車に轢かれて死亡した事案（仙台地判平成５年５月 11 日文研保険事例研究会レポート 111号１頁）のように、危険な行為をしたことにやむを得ない事情があるケースなどでは、重

過失免責を認めるべきではないであろう。

以上のように、重過失免責の具体的な適用にあたっては、行為そのものの危険性、予見可能性、回避可能性の有無についての検討が必要であり、場合によっては被保険者が置かれた状況をも勘案した上で判断すべきであると考える。

(5) 本判決について

まず、本判決は、重過失について、「商法641 条所定の重大なる過失と同趣旨のものと解すべきであって、注意義務違反の程度が顕著であるもの、すなわち、わずかの注意さえ払えば違法、有害な結果を予見、回避することができたのに、その注意を怠ったために結果を予見、回避することができなかった場合をいう」としており、上記(2)①の立場をとっているものと思われる。

重過失の意義については、私法の分野内で同じ文言を法律ごとにあえて異なる意味で使う理由はないし、異なる意味で解釈することによりかえって混乱を招くといえるため、通常の意味と解すべきであるから、本判決に賛成である。

次に、本件事案が重過失にあたるかどうかについては以下のように考える。

Ａはテント内で練炭を燃焼させたことを原因とする一酸化炭素中毒で死亡しているが、自動車内などで練炭を燃焼させて自殺するいわゆる「練炭自殺」が、報道等により広く認知されている中、練炭を密閉空間で燃焼させることは極めて危険であり、練炭の使用時には十分な換気を行うなど注意が必要であることは常識の範疇であるといえる。さらに、本件事故時にＡが使用していたテントや七輪には一酸化炭素中毒や酸素不足による中毒の危険性を警告する説明書や注意書きがあった。

このような状況に鑑みると、七輪をテント内に持ち込み練炭を燃焼させることは極めて危険な行為であり、死の危険を招くことはわずかの注意さえ払えばたやすく予見できたといえる。これに加え、他の選択肢として自動車内で過ごしたり、Ｂ旅館に宿泊したりすることが容易にできたにもかかわらず、あえて厳冬期にテント内で一晩を過ごそうとし、これらの危険な行動をとったＡには重過失があったといわざるを得ない。

本判決は、Ａの行為について、「密閉された空間の中で練炭を燃焼させる行為が著しく危険であ」る、「そのことは周知の事実として当然認識すべきである」、「これに加え、旅館への宿泊や車内で過ごすなど他の手段があるにもかかわらず」として、行為の危険性、予見可能性、回避可能性から評価し、「Ａの行為は、死亡という保険事故の発生を防止するための注意義務を著しく怠るものであ」るとしてＡの重過失を認めており、本判決に賛成である。

（大阪：平成 22 年 10 月 8 日）

報告：日本生命保険相互会社
契約法務課　村上　哲　氏
指導：大阪学院大学　教授　中西　正明　氏
曽根崎法律事務所
弁護士　川木　一正　氏